

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定により、陸上自衛
隊那覇駐屯地宇栄原宿舎整備等事業に関する実施方針を定めたので、
同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和8年6月23日

防衛大臣 小泉 進次郎